

# 禁止行為の解除承認に係る事務処理要綱

平成8年10月1日

8千消予第174号

改正 平成11年3月23日11千消予第438号

平成13年2月21日12千消予第386号

平成16年9月2日16千消予第319号

令和2年3月31日31千消予第2220号

令和5年3月30日4千消予第1493号

令和5年9月21日5千消予第804号

## 第1 趣 旨

この要綱は、千葉市火災予防条例（昭和37年千葉市条例第4号。以下「条例」という。）第23条第1項ただし書きの規定に基づき、禁止行為の解除承認の申請に係る許否の応答を行うにあたって必要とする事務処理要領及び審査基準等について定めるものとする。

## 第2 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 指定場所 千葉市火災予防施行規程（昭和56年千葉市消防局告示第1号。以下「施行規程」という。）第7条に規定する場所をいう。
- 2 禁止行為 指定場所において喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に危険物品を持ち込む行為をいう。
- 3 審査基準 禁止行為の解除承認に係る許否の応答を行うにあたって必要とする基準をいう。
- 4 承認単位 禁止行為の解除承認に係る審査基準を適用する場所の範囲をいう。
- 5 喫煙設備 安定性のある不燃性の吸殻容器をいう。
- 6 不燃区画 次のそれぞれに該当するものをいう。
  - (1) 不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下「建基法」という。）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造った壁、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根をいう。）で区画されていること。
  - (2) 窓、出入口等の開口部には、防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備をいう。常時閉鎖式又は感知器連動のものに限る。）が設けられていること。
  - (3) 区画を貫通するダクトには防火ダンパーが設けられていること。

- 7 階段等 階段室内、避難器具設置場所若しくは避難のように供する渡り廊下をいう。

### 第3 指定場所の規制

#### 1 指定場所の用途の取扱い

防火対象物の部分を本来用途以外の用途に使用する場合は、当該用途で規制すること。

#### 2 指定場所のとらえ方

- (1) 防火対象物が、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第8条の規定により区画されているときは、その区画された部分ごとにとらえること。
- (2) 消防用設備等技術基準（平成28年千消指導第1488号消防局長通知）第2章第2節第2に基づき別棟扱いされている防火対象物は、それぞれの防火対象物としてとらえること。
- (3) 一の防火対象物内に複数の用途が存する場合は、用途ごとにとらえること。
- (4) 令別表第1の「項」の判定上、みなし従属扱いされている部分に指定場所に該当する実態が存する場合は、指定場所としてとらえること。
- (5) 百貨店等については、当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上のものを指定場所としてとらえること。

#### 3 指定場所の範囲

- (1) 喫煙、裸火の使用及び火災予防上危険な物品の持ち込みを禁止する場所

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(以下、「劇場等」という。)の舞台又は客席

(ア) 舞台部は、舞台、奈落及び袖部分の他、これらに接続した大道具室、小道具室又は楽屋、出演者の控室等（耐火構造若しくは両面を防火構造とした隔壁又は不燃材料若しくは準不燃材料で造られた隔壁で区画し、かつ、その開口部に防火戸が設けられている場合を除く。）の部分とする。

(イ) 客席は、いす席、座り席、立席等の客席部分及び客席内の通路部分とする。

イ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店(以下「キャバレー等」という。)の舞台

舞台はア（ア）による。

ウ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場(以下、「百貨店等」という。)の売場、展示部分又は公衆の出入りする部分

- (ア) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の売場は、次の部分とする。
- a 物品を陳列し、販売するすべての部分及び当該部分間の通路（以下「物品販売部分」という。）
  - b 物品販売部分に隣接する次の部分（不燃区画された当該部分を除く。）
    - (a) 食堂、飲食店
    - (b) スtock場及び荷さばき場
    - (c) 食料品の加工場
    - (d) 手荷物一時預かり所、買物品発送所、買物相談所、託児所、現金自動支払機室等のサービス施設及び店内案内所等
- (イ) 展示場の展示部分は、次の部分とする。
- a 物品を陳列するすべての部分及び当該部分の通路（以下「展示部分」という。）
  - b 展示部分に隣接する次の部分（不燃区画された当該部分を除く。）
    - (a) 食堂、飲食店
    - (b) スtock場及び荷さばき場
- (ウ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の公衆の出入りする部分は、次の部分とする。
- a 物産展、展覧会等を行う催事場
  - b 売り場に隣接し、利用形態が一体をなしている美容室、理容室、写真室、洋服等の仕立て、クリーニング等の各種承り所及び各種教室等の兼営事業部分（不燃区画された当該部分を除く。）
  - c 顧客の利用に供する屋上等の直接外気に開放された部分
  - d 階段、エスカレーター、エレベーター、休憩所等の顧客の利用に供する部分
- (エ) 展示場の公衆の出入りする部分は、階段、エスカレーター、エレベーター、ロビー等の公衆の利用に供する部分とする。
- エ 映画スタジオ等の撮影用セットを設ける部分  
スタジオ内の撮影用セットを設ける部分及び当該部分と同一室内にあるスタジオに付属して使用される部分とする。
- オ 駐車のように供する部分  
駐車スペース及びそれに面する通路の部分とする。
- カ 文化財等の内部又は周囲  
(ア) 文化財等の内部は、文化財等として指定されている建造物の内部とする。

(イ) 文化財等の周囲は、建造物の周囲 3m 以内の範囲とし、当該建造物に軒又はひさしがある場合にあっては、これらの水平投影面積に 3m を加えた範囲とする。

(2) 火災予防上危険な物品の持ち込み(以下、「危険物品の持ち込み」という。)を禁止する場所

ア 劇場等の公衆の出入りする部分

舞台又は客席のほか、ホワイエ、ロビー、通路等の公衆の利用に供する部分とする。

イ キャバレー等の公衆の出入りする部分

舞台のほか、階段、通路、ホール等の公衆の利用に供する部分とする。

ウ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場で旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物

旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物の旅客が利用する部分とする。

#### 第4 禁止行為の範囲

##### 1 喫煙

マッチ、ライター等で点火し、喫煙する一連の行為とする。

ただし、次に掲げる喫煙を除く。

(1) 公会堂又は集会場の客席を会議、宴会等で使用する場合は、喫煙設備が適正に配置されている場合

(2) 百貨店等に存する飲食店及びキャバレー等の客席部分に喫煙設備が適正に配置されている場合

##### 2 裸火の使用

炎若しくは火花を発するもの又は、赤熱した発熱部が目視される状態若しくは発熱部を外部に露出した状態で使用するものをいう。

ただし、条例第3条から第10条まで及び第15条並びに第18条から第21条までに定める火気使用設備器具にあっては、次によること。

(1) 気体燃料、液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、屋内空気と隔離された燃焼室内で、屋外から取り入れられた空気により燃焼し、屋外に燃焼廃ガス等を直接排出する密閉式燃焼設備機器（FF型）以外の器具が裸火に該当する。

(2) 電気を熱源とする火気使用設備器具は、赤熱して見える発熱部が外部に露出しているもの又は可燃物が触れた場合瞬時に着火するおそれがあるものが裸火に該当する。

##### 3 危険物品の持ち込み

千葉県火災予防施行規則（昭和56年千葉県規則第49号。以下「規則」という。）第14条各号に掲げる危険物品を持ち込むすべての行為とする。

ただし、次に掲げる行為は、危険物品持込み行為に含まないものとする。

- (1) 百貨店等の売り場において、次に掲げる商品を恒常的に陳列、販売する行為（販売行為の一環として取り扱われる試供品、サンプルを含む。）
  - ア 危険物に該当する製品（1の承認単位あたりの数量が、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）別表第3に定める指定数量の5分の1未満に限る。）、可燃性固体類若しくは可燃性液体類に該当する製品（1の承認単位あたりの数量が、条例別表第3に定める数量の5分の1未満に限る。）及びエアゾール製品
  - イ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「ガス法」という。）の適用が除外されている容器入り可燃性ガス（1の承認単位あたりの取扱いガス総質量が10kg未満に限る。）
  - ウ 玩具用煙火で「SFマーク（（公社）日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示）」の付されているもの（1の承認単位あたりの総薬量が5kg未満に限る。）
- (2) 屋内展示場で行われる危険物品の展示行為（実演を伴わず展示のみを行う場合で、商品等容器に密閉されたものに限る。）
- (3) 車両等の展示行為（原動機の始動を伴うものを除く。）
- (4) 潤滑油等が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を持ち込み又は使用する行為
- (5) 可燃性固体類に該当するパラフィンからなる装飾品、美術品等を持ち込む行為
- (6) 動植物油を調理（煮沸行為を除く。）に使用する行為
- (7) 日常の清掃用にクリーナー等の危険物品を使用する行為

## 第5 標識の設置

- 1 条例第23条第2項の規定による標識は、次表に基づき利用者等の見やすい箇所に設けること。

指定場所	標識	設置場所
劇場等	禁煙	・舞台の入口 ・客席の入口 ・正面舞台の側壁又は柱等
	火気厳禁	・舞台の入口 ・客席の入口
	危険物品持込み厳禁	・入場者用の入口
キャバレー等	禁煙	・舞台の入口
	火気厳禁	・客席の入口
	危険物品持込み厳禁	・店の入口
百貨店等 文化財等	禁煙	・顧客、入場者、利用者用の入口
	火気厳禁	
	危険物品持込み厳禁	
映画スタジオ等	禁煙	・スタジオの入口
	火気厳禁	
	危険物品持込み厳禁	
車両の停車場 船舶・航空機の発着場	危険物品持込み厳禁	・入場者、利用者用の入口
自動車庫 駐車場	禁煙	・入場者、利用者用の入口
	火気厳禁	
	危険物品持込み厳禁	

2 標識の設置個数は、当該指定場所の規模及び形態に応じた数とすること。

3 劇場等の正面舞台の側壁又は柱等に設置する「禁煙」の標識は、原則として通常の使用状態で視認できるよう設置すること。

4 文化財等に設置する標識は、次によること。

(1) 次の場合は、標識の設置を省略することができるものとする。

ア 建造物の内部がすべて指定場所の範囲から除外される場合

イ 橋、門、鳥居等の工作物で鉄製又は耐火構造である場合

(2) 指定場所の関係者が提出する掲示が、標識の内容を満たす場合については、必ずしも標識を掲出しなくてもよいものであること。

この場合、当該掲示の大きさは、標識の大きさと同等以上であること。

## 第6 喫煙所の設置

条例第23条第3項、第5項及び第6項の規定に基づき設置する喫煙所は次によること。

### 1 喫煙所の設置基準

(1) 設置位置は、次によること。

ア 通行及び避難上支障のない位置に設けること（階段部分を除く。）

イ 可燃物の転倒落下のおそれがなく、周囲の可燃物から水平距離 1.8m 以上を確保する位置に設けること。ただし、当該距離を確保できない場合にあっては、準不燃材料以上の材料で造った間仕切、ついたて等で床面から防火上有効に遮断した場合は、この限りではない。

ウ 屋内消火栓設備、避難器具等の消防用設備等の操作の障害とならない位置に設けること。

(2) 喫煙所の範囲を明示するついで、床面の色表示、間仕切り等の措置を講ずること。

(3) 喫煙所には、喫煙設備を設けるとともに、椅子等喫煙に必要なもの以外は存置しないこと。

(4) 喫煙所の周囲を区画する場合は、準不燃材料以上の材料を用いること。

2 全面的な禁煙を確保するために消防署長が火災予防上必要と認める措置は、次によること。

(1) 防火対象物の入口等の見やすい箇所に当該防火対象物が全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置

(2) 定期的な館内巡視

(3) 当該防火対象物が全面的に禁煙である旨の定期的な館内一斉放送

(4) その他防火対象物の使用形態等に応じ、消防署長が火災予防上必要と認める措置

3 当該階における全面的な禁煙を確保するために消防署長が火災予防上必要と認める措置は、次によること。

(1) 喫煙所を設けない階の見やすい箇所に、当該階が全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置

(2) 定期的な館内巡視

(3) 当該階の全面的な喫煙禁止及び他階の喫煙場所の案内等定期的な館内一斉放送

(4) その他防火対象物の使用形態等に応じ、消防署長が火災予防上必要と認める措置

4 標識の設置要領

「喫煙所」と表示した標識は、当該場所の形態に応じた公衆の目にふれやすい箇所に設けること。

なお、健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する「喫煙専用室標識」（当面の間、「指定たばこ専用喫煙室（加熱式たばこ専用喫煙室）標識」を含む。）を設ける場合は、「喫煙所」と表示した標識を省

略できるものとする。

## 第7 解除承認の基本的事項

### 1 禁止行為の解除承認

禁止行為の解除にあたっては、禁止行為が社会通念上必要であると認められ、かつ、火災予防上及び人命安全上支障がないと認められる場合については必要最小限その解除を承認するものとする。

### 2 解除承認の範囲

条例第23条第1項ただし書きの規定による解除承認ができる範囲は、解除承認申請対象物の規模、構造、消防用設備等の設置の状況及び防火管理状況等を総合的に判断し、火災予防上支障ないと認められる必要最小限にとどめるものとする。

## 第8 解除承認要領等

解除承認要領等については、次によるものとする。

### 1 解除承認の期間

解除承認の期間は、百貨店等の売場で恒常的に行うものは1年以内とし、その他のものについては、署長が必要と認める期間で1年を超えないものとする。

### 2 承認単位の取扱い

承認単位は、次の区分により取り扱うものとし、承認単位ごとに承認基準を適用させるものとする。

(1) 原則として、指定場所ごとを1の承認単位とする。

(2) 建築基準法施行令第112条第1項本分の規定に基づき区画された部分は、その部分を1の承認単位とする。

### 3 標準処理期間

解除承認に係る標準処理期間は、消防署に禁止行為の解除承認申請書（規則様式第1号）が到達した日から5日とする。

### 4 承認基準の補完

申請内容が解除承認基準に適合している場合にあっても、禁止行為の内容及び指定場所の状況に応じ、火災予防上特に必要と認める場合は、最小限の範囲で必要な補完措置を講じさせることができるものとする。

## 第9 解除承認の取消

### 1 解除承認取り消し事由

消防署長は、次の解除承認取り消し事由のいずれかに該当する場合は、解除承認を取り消すことができるものとする。

(1) 解除承認の際に講ずべき措置の不履行により、火災予防上好ましくないと認められる場合



- (2) 解除承認場所から火災を発生させた場合
- (3) 防火対象物又はその部分の事情変更により、承認を継続させることが火災予防上好ましくないと認められる場合

2 取消しの通知

消防署長は、解除承認した後に置いて、解除承認取消し事由を認めた場合で、当該解除承認を取消す場合は、禁止行為解除承認取消通知書（様式第1号）を作成し、指令・達番号簿に所要の事項を記載し申請者に通知するものとする。

第10 解除承認の特例

消防署長は、禁止行為の解除承認に際し、当該行為の位置、構造及び器具等から判断して火災予防上支障がないと認めるときは、本承認基準によらないことができるものとする。

第11 指定場所ごとの解除承認

1 劇場等

(1) 解除承認の可否

指 定 場 所	禁 止 行 為 の 種 別		
	喫 煙	裸 火 使 用	危 険 物 品 の 持 込 み
舞 台	可	可	可
客 席	否	可	可
公衆の出入りする部分			可

(2) 審査基準は、次表によること。

表1 審査基準

指定場所	禁止行為	審 査 基 準
舞 台	喫 煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 たばこ火による出火の防止措置が講じられていること。 3 消火器具が設置されていること。 4 防火管理者等による監視体制が講じられていること。

舞 台 客 席	裸	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保できること。</li> <li>2 可燃物の転倒又は落下物等のおそれのないこと。</li> <li>3 防火管理者等による監視、消火等の体制が講じられていること。</li> <li>4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。</li> <li>5 消火器が設置されていること。</li> <li>6 承認範囲は次によること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器</li> <li>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器（カートリッジ式器具に限る。）</li> <li>(3) 液体又は固体燃料を消費する火気使用設備器具及びその他の機器は、次の要件をみたす場合に限ること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 舞台上、演技上必要なものに限ること。</li> <li>イ 危険物は、引火点が 40 度以上、かつ、消費量が 100cc 以内であること。</li> <li>ウ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないような措置を講じてあること。</li> <li>エ 火炎を有するものは、火炎の長さが概ね 20cm 以内であること。</li> <li>オ 燃焼の炎は安定継続するものであること。</li> <li>カ 燃焼に際し火の粉が発生しないこと。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(4) 火薬類を消費する場合は、次によること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 飛散した火花が燃えつきるものであること。</li> <li>イ 火花を有するものは、火炎の長さが概ね 20cm 以内であること。</li> <li>ウ 煙火は固定して消費すること。（クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。）</li> <li>エ 飛しょうする煙火は認めない。</li> <li>オ 吹き出し煙火は、次表によること。</li> </ul> </li> <li>(5) その他の裸火は、次によること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離は 2m 以内であること。</li> <li>イ 火炎を有するものは、火炎の長さが概ね 20cm 以内であること。</li> <li>ウ 瞬間的に燃焼する炎の大きさは、必要最小限とすること。</li> </ul> </li> </ul>
	火 使 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</li> <li>2 消火器を設けること。</li> <li>3 承認範囲は次によること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物 <ul style="list-style-type: none"> <li>危政令別表第 3 に定める指定数量の 100 分の 1 未満であること。</li> </ul> </li> <li>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 <ul style="list-style-type: none"> <li>条例別表第 3 に定める数量の 100 分の 1 未満であること。</li> </ul> </li> <li>(3) 可燃性ガス（ガス法の適用を除外されている液化石油ガスに限る。） <ul style="list-style-type: none"> <li>ガス総質量が 0.5 k g に相当する個数未満であること。</li> </ul> </li> <li>(4) 火薬類（打ち上げ煙火を除く煙火に限る。） <ul style="list-style-type: none"> <li>火薬類の原料なす火薬又は爆薬の量により、1 回の使用につき、次の個数未満であること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 0.1 g 以下のものは、50 個</li> <li>イ 0.1 g を超え、15 g 以下のものは、10 個以下</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
	危険物の持込み	

公衆の出入りする部分	危険物品の持込み	1 防火管理者等による監視体制が講じられていること。 2 消火器を設けること。 3 承認範囲は次によること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第3に定める数量の20分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス（ガス法の適用を除外されている液化石油ガスに限る。） ガス総重量が5kgに相当する個数未満であること。
------------	----------	---

表2 噴き出し煙火の審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準
舞台	裸火使用	1 実験により特性の確認を行うこと。 2 煙火は固定して消費すること。 3 飛散した火花は燃えつきるものであること。 4 火花の飛散範囲は2メートル以内であること。 5 火花の飛散範囲及びその範囲から周囲2メートルの床面が防火性能を有する材料（不燃性のシート、準不燃材料等）でおおわれていること。 6 火花の飛散範囲及びその周囲から情報4メートル、周囲2メートル以内には、可燃物を置かないこと。 7 火花の飛散範囲等に演技者がいないこと。 8 火花の飛散範囲から6メートル以内に観客がいないこと。 9 煙火消費後に排煙の措置を講じること。 10 消火器を増設するほか、屋内消火栓設備の使用準備を行うこと。 11 火薬類に関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。

## 2 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

### (1) 解除承認の可否

指定場所	禁止行為の種類		
	喫煙	裸火使用	危険物品の持込み
売場	否	可	可
公衆の出入りする部分	否	可	可

(2) 審査基準は、次表によること。

審 査 基 準

指定場所	禁止行為	審 査 基 準
売場	電気	1 使用場所が食料品の陳列販売部分以外であること。 2 周囲及び上方可燃物から安全な距離が確保できること。 3 可燃物の転倒又は落下物等のおそれのないこと。 4 防火管理者等による監視、消火等の体制が講じられていること。 5 消火器具が設置されていること。 6 出入口、階段等から水平距離5メートル以上離れていること。(不燃材で造った壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。) 7 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5メートル以上離れていること。(不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。)
	裸火使用	上記電気欄の1から7までによるほか、次の範囲に限ること。 1 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 (1) 消費量は、1個につき58キロワット以下、かつ、総消費量は、同一承認単位内に存する公衆の出入りする部分と合算して175キロワット以下であること。 (2) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。(カートリッジ式器具を除く。) (3) 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。 2 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具 使用量は、同一承認単位内に存する公衆の出入りする部分と合算して、1日につき木炭15キログラム、練炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下であること。 3 使用する場所は、不燃区画されていること。
	気体・固体	1 防火管理者等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具が設置されていること。 3 出入口、階段等から水平距離3メートル(危険物(危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。)の場合にあっては、6メートル)以上離れていること。(不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。) 4 火気使用場所から水平距離5メートル以上離れていること。(不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。) 5 保管は密栓し、他の物品と隔離すること。 6 承認できる範囲は、同一承認範囲内に存する公衆の出入りする部分と合算して、次によること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第3に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス(ガス法の適用を除外されている液化ガスに限る) ガス総質量が5キログラムに相当する個数未満であること。 7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為を行う場所は、不燃区画されていること。
	危険物品の持込み	

公衆の出入りする部分	催事場等	裸火使用	<p>1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。</p> <p>2 可燃物の転倒又は落下物等のおそれがないこと</p> <p>3 防火管理者等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>4 消火器具が設けられていること。</p> <p>5 出入口及び階段等から水平距離5メートル以上離れていること。 (不燃材料で作った壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。)</p> <p>6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5メートル以上離れていること。(不燃材料で作った壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。)</p> <p>7 承認できる範囲は次によること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は次のとおり。 ア 消費量は、1個につき58キロワット以下、かつ、総消費量は、同一承認単位内に存する売場と合算して175キロワット以下であること。 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。(カートリッジ式器具を除く。) ウ 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。 (3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具 使用量は、同一承認単位内に存する売場と合算して、1日につき木炭15キログラム、練炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下であること。</p>
		危険物品の持込み	<p>1 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具が設置されていること。</p> <p>3 出入口、階段等から水平距離3メートル(危険物(危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。)の場合にあっては、6メートル)以上離れていること。(不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。)</p> <p>4 火気使用場所から水平距離5メートル以上離れていること。(不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。)</p> <p>5 保管は密栓し、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 承認できる範囲は、同一承認範囲内に存する売場と合算して、次によること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第3に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス(ガス法の適用を除外されている液化ガスに限る) ガス総質量が5キログラムに相当する個数未満であること。</p>
	兼営業部分	裸火使用	<p>上記催事場等欄の1から7までによること。 ただし、上記催事場等欄の7については、床面積の合計が3,000平方メートル以上の大規模な百貨店等の場合は、承認できる範囲は、電気を熱源とする火気使用設備器具に限る。</p>
		の危険物品の持込み	<p>上記催事場等欄の1から6までによること。 ただし、床面積の合計が3,000平方メートル以上の大規模な百貨店等の場合は、煮沸行為を行わない危険物、可燃性固体、可燃性液体類の持ち込みに限る。</p>

外気開放部分	裸火使用	上記催事場等欄の1から6までによること。
	の危険物品の持込み	上記催事場等欄の1から6までによること。

### 3 展示場

#### (1) 解除承認の可否

指 定 場 所	禁 止 行 為 の 種 別		
	喫 煙	裸 火 使 用	危 険 物 品 の 持 込 み
展 示 部 分	否	可	可
公衆の出入りする部分	否	可	可

#### (2) 審査基準は、次表によること。

#### 審 査 基 準

指定場所	禁止行為	審 査 基 準
展示部分・公衆の出入りする部分	裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 周囲及び上方可燃物から安全な距離が確保できること。</li> <li>2 可燃物の転倒又は落下物等のおそれのないこと。</li> <li>3 防火管理者等による監視、消火等の体制が講じられていること。</li> <li>4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。</li> <li>5 消火器具が設置されていること。</li> <li>6 出入口、階段等から水平距離5メートル以上離れていること。(不燃材で造った壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。)</li> <li>7 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5メートル以上離れていること。(不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。)</li> <li>8 承認できる範囲は次によること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器</li> <li>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 消費量は、1個につき58キロワット以下、かつ、総消費量は、175キロワット以下であること。</li> <li>イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。(カートリッジ式器具を除く。)</li> <li>ウ 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</li> </ol> </li> <li>(3) 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器展示に伴う実演に限る。</li> <li>(4) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具 展示に伴う実演に限る。</li> <li>(5) 火炎を有するものは、火炎の長さが20センチメートル以内であること。</li> </ol> </li> </ol>

危険物品の持込み	<p>1 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具が設置されていること。</p> <p>3 出入口、階段等から水平距離3メートル（危険物（危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。）の場合にあっては、6メートル）以上離れていること。（不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。）</p> <p>4 火気使用場所から水平距離5メートル以上離れていること。（不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。）</p> <p>5 保管は密栓し、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 承認できる範囲は、同一承認範囲内に存する公衆の出入りする部分と合算して、次によること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第3に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス（ガス法の適用を除外されている液化ガスに限る） ガス総質量が5キログラムに相当する個数未満であること。</p>
----------	--

#### 4 キャバレー等

##### (1) 解除承認の可否

指 定 場 所	禁 止 行 為 の 種 別		
	喫 煙	裸 火 使 用	危 険 物 品 の 持 込 み
舞 台	可	可	可
公衆の出入りする部分	可	可	可

(2) 審査基準は、次表によること。

##### 審 査 基 準

指定場所	禁止行為	審 査 基 準
舞 台	喫 煙	<p>1 演技上必要なものに限ること。</p> <p>2 たばこ火による出火の防止措置が講じられていること。</p> <p>3 消火器具が設置されていること。</p> <p>4 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</p>

	裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 周囲及び上方可燃物から安全な距離が確保できること。</li> <li>2 可燃物の転倒又は落下物等のおそれのないこと。</li> <li>3 防火管理者等による監視、消火等の体制が講じられていること。</li> <li>4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。</li> <li>5 消火器具が設置されていること。</li> <li>6 承認範囲は次によること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器</li> <li>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器（カートリッジ式器具に限る。）</li> <li>(3) 火薬類を消費する場合は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 音又は煙を出すための煙火に限ること。</li> <li>イ 煙火は固定して消費すること。（クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。）</li> <li>ウ 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。</li> </ol> </li> <li>(4) その他の裸火は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2メートル以内であること。</li> <li>イ 火炎を有するものは、火炎の長さが20センチメートル以内であること。</li> <li>ウ 瞬間的に燃焼する炎の大きさは、必要最小限とすること。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>
	危険物品の持込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</li> <li>2 消火器具が設置されていること。</li> <li>3 承認範囲は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</li> <li>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第3に定める数量の100分の1未満であること。</li> <li>(3) 可燃性ガス（ガス法の適用を除外されている液化ガスに限る） ガス総質量が0.5キログラムに相当する個数未満であること。</li> <li>(4) 火薬類（打ち上げ煙火を除く煙火に限る。） 火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき、次の個数未満であること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 0.1グラム以下のものは、30個</li> <li>イ 0.1グラムを超え、15グラム以下のものは、5個</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>
公衆の出入りする部分	危険物品の持込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</li> <li>2 消火器具が設置されていること。</li> <li>3 承認範囲は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。</li> <li>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第3に定める数量の20分の1未満であること。</li> <li>(3) 可燃性ガス（ガス法の適用を除外されている液化ガスに限る） ガス総質量が5キログラムに相当する個数未満であること。</li> </ol> </li> </ol>



5 映画スタジオ等

(1) 解除承認の可否

指 定 場 所	禁 止 行 為 の 種 別		
	喫 煙	裸 火 使 用	危 険 物 品 の 持 込 み
撮 影 用 セ ッ ト を 設 け る 部 分	可	可	可

(2) 審査基準は、次表によること。

審 査 基 準

指定場所	禁止行為	審 査 基 準
撮 影 用 セ ッ ト を 設 け る 部 分	喫煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 たばこ火による出火の防止措置が講じられていること。 3 消火器具が設置されていること。 4 防火管理者等による監視体制が講じられていること。
	裸火使用	1 周囲及び上方可燃物から安全な距離が確保できること。 2 可燃物の転倒又は落下物等のおそれのないこと。 3 防火管理者等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具が設置されていること。 6 承認範囲は次によること (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器（カートリッジ式器具に限る。） (3) 火薬類を消費する場合は、次によること。 ア 音又は煙を出すための煙火に限ること。 イ 煙火は固定して消費すること。（クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。） ウ 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。 (4) その他の裸火は、次によること。 ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2メートル以内であること。 イ 火炎を有するものは、火炎の長さが20センチメートル以内であること。 ウ 瞬間的に燃焼する炎の大きさは、必要最小限とすること。

	危険物品の持込み	1 防火管理者等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具が設置されていること。 3 承認範囲は、次によること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第3に定める数量の100分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス（ガス法の適用を除外されている液化ガスに限る） ガス総質量が0.5キログラムに相当する個数未満であること。 (4) 火薬類（打ち上げ煙火を除く煙火に限る。） 火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき、次の個数未満であること。 ア 0.1グラム以下のものは、30個 イ 0.1グラムを超え、15グラム以下のものは、5個
公衆の出入りする部分	危険物品の持込み	1 防火管理者等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具が設置されていること。 3 承認範囲は、次によること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第3に定める数量の20分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス（ガス法の適用を除外されている液化ガスに限る） ガス総質量が5キログラムに相当する個数未満であること。

## 6 自動車車庫又は駐車場

### (1) 解除承認の可否

指 定 場 所	禁 止 行 為 の 種 別		
	喫 煙	裸 火 使 用	危険物品の持込み
駐車のために供する部分	否	否	否

## 7 車両の停車場又は船舶航空機の発着場

### (1) 解除承認の可否

指 定 場 所	禁 止 行 為 の 種 別		
	喫 煙	裸 火 使 用	危険物品の持込み
旅客の乗降又は待合の用に供する建築物			否

## 8 文化財等

### (1) 解除承認の可否

指 定 場 所	禁 止 行 為 の 種 別		
	喫 煙	裸 火 使 用	危 険 物 品 の 持 込 み
内 部	可	可	可
周 囲	可	可	可

(2) 審査基準は、次表によること。

#### 審 査 基 準

指定場所	禁止行為	審 査 基 準
内部・周囲	喫煙	1 危険物品その他の易燃性の可燃物を取り扱う場所の付近としないこと。 2 たばこ火による出火の防止措置が講じられていること。 3 消火器具が設置されていること。 4 関係者等による監視体制が講じられていること。 5 整理、清掃等の措置が講じられていること。
	裸火使用	1 周囲及び上方可燃物から安全な距離が確保できること。 2 可燃物の転倒又は落下物等のおそれのないこと。 3 関係者等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 消火器具が設置されていること。 5 承認範囲は次によること (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器 (3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具こと。 使用量は、同一承認単位内に存する売場と合算して、1日につき木炭 15 キログラム、練炭 10 キログラム、豆炭 5 キログラム、その他の固体のもの 5 キログラム以下であること。
	危険物品の持込み	1 関係者等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具が設置されていること。 3 保管は密栓し、他の物品と隔離されていること。 4 承認範囲は、次によること。 (1) 危険物 危政令別表第 3 に定める指定数量の 50 分の 1 未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第 3 に定める数量の 50 分の 1 未満であること。 (3) 可燃性ガス（ガス法の適用を除外されている液化ガスに限る） ガス総質量が 0.5 キログラムに相当する個数未満であること。

#### 附 則

- この要綱は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。
- この要綱施行の際、現に従前の裸火区画内において使用されている裸火については、本要綱にかかわらず、なお従前の例による。
- この要綱施行の際、現に解除承認を受けている禁止行為については、解除承

認期間内は、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月23日11千消予第438号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年2月21日12千消予第386号）

この要綱は、平成13年2月21日から施行する。

附 則（平成16年9月2日16千消予第319号）

この要綱は、平成16年9月2日から施行する。

附 則（令和2年3月31日31千消予第2220号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日4千消予第1493号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月21日5千消予第804号）

この要綱は、令和5年9月21日から施行する。

第 号

申請者  
住 所  
氏 名

禁止行為解除承認取消通知書

年 月 日 第 号による禁止行為の解除承認  
について、下記の理由によりこれを取り消す。

年 月 日

千葉市 消防署長 印

理 由